

田端西地区まちづくり対策特別委員会会議録

令和3年6月11日

寒 川 町 議 会

出席委員 関口委員長、柳田副委員長
茂内委員、青木委員、佐藤（正）委員、柳下委員、杉崎委員、太田委員
佐藤（一）議長
欠席委員 吉田委員
説明者 廣田拠点づくり部長、飯尾田端拠点づくり課長、野地主査、大野主査
案 件

1. 田端西地区まちづくりの取り組み状況について
(拠点づくり部田端拠点づくり課)
2. その他

午後1時15分 開会

【関口委員長】 ただいまより田端西地区まちづくり対策特別委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、タブレットにお示しのとおり、その他を含めて2点になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、田端西地区まちづくり特別委員会の説明をお願いいたします。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、拠点づくり部田端拠点づくり課所管の田端西地区まちづくり取組状況ということで、1点目、取組経過をご説明させていただきます。説明に当たりましては飯尾課長より行います。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、前回開催いたしました本特別委員会以降の取組状況についてご報告させていただきます。資料につきましては、タブレット資料に基づき説明させていただきます。

【関口委員長】 課長、ごめんなさい。委員の皆さん、申し訳ない、言うのを忘れていましたけども、吉田委員が、今日欠席しておりますので、ご理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもすみません。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、4分の1ページの白丸の田端西地区まちづくり取組状況の1、取組経過をご覧ください。令和3年3月20日なんですけども、第5回寒川町田端西地区土地区画整理組合総会が開催されました。内容といたしましては、令和3年度の予算が土地区画整理法第31条により議決事項となっているための開催となっております。また、その他として、今後の予定の説明と町から1月に実施しました交通管理者である県警本部との実施協議の報告を行いました。町からの報告ですが、まず実施協議の結果として、交通管理者である県警本部より、今の道路設計では設計の際に基準となる道路構造令に基づく歩道の設置がされておらず、歩行者動線を考えた安全確保すべきとの指摘を受けたとの報告を行いました。また、今の道路設計となった理由や経緯です。そして道路工事終了後に、遅滞なく道路が使えるよう道路区画線などの協議、これを実施協議と言うんですが、それを行った経緯も合わせて説明を行いました。なお、総会の開催方法なんですけども、昨年開催されました総会と同様

に、新型コロナウイルス感染対策に十分気をつけた上での開催とするため、書面による議決権行使ができる旨を事前に説明することで、当日の出席人数が少なくなったと聞いております。

次に、令和3年3月31日に、令和2年度の寒川町組合土地区画整理事業助成金の額を決定し、組合に通知いたしました。助成の範囲なんですけども、全て調査設計費、これは換地設計だとか、実施設計だとか、補償調査などに伴う費用なんですけども、これに充ててございます。

次に、令和3年5月12日には、第2回となる交通管理者、県警本部との実施協議を行いました。協議の内容なんですけども、令和3年1月15日に実施した第1回の実施計画の際に指摘された事項に対応した歩道の設置計画を提示しまして、歩行者動線を考えた安全確保の考え方も説明して、資料の一部修正がありましたが、無事協議が終了しました。新たな歩道設置の計画については、次にご説明いたします。

タブレット資料4分の2ページをご覧ください。2の第2回交通管理者（公安委員会）実施協議の結果と今後の予定になります。まず(1)なんですけども、第1回交通管理者との実施協議の結果なんですけども、前回の特別委員会でご報告させていただきましたが、改めて報告させていただきます。結論としては、現在の道路構造令に基づく歩道の設置が十分ではなくて、歩行者動線を考えた安全確保を図るべきとの指摘がされました。

次に、タブレット資料4分の3ページ、図面になるんですけども、資料1の図面をご覧ください。具体的には第1回の実施協議では、田端西地区の道路については青部分のみ、地区の北側と南側に南北方向に歩道を設置することとしていました。当然この計画当時にも道路構造令は承知していたものの、これにはただし書がありまして、その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではないというのがありまして、歩道を青部分のみとした理由としては3つ整理しまして、1つ目としては、当地区は産業集積拠点としての工業地域を予定しておりまして、商業系や住居系の面整備でないことから、全体的には歩行者数がほとんど想定されないということ。

2点目としては、そうはいつても、南北の住宅街区の街区公園のアクセスについては、少ないながらも一定数の歩行者の通行は想定して片側に歩道を設置する。

3点目としては、その他の道路については幹線道路とは異なりまして、設計速度が時速30キロであることから、歩行者空間の確保をポストコーンなどで分離を図る、以上の理由で図面の青色の部分のみの歩道の計画としていました。

しかし、この歩道の計画では道路構造令に基づく歩道の設置が十分でなくて、歩行者の動線を考えた安全確保を図るべきとの指摘がされたため、第2回の実施協議に臨むに当たり、道路構造令に基づく歩道設置を考えてみると、そのままだと田端西地区の場合、図面にある土地区画整理事業施行区域内の全ての道路の両側に有効幅員2メートルの歩道を設置することになってしまい、区画整理事業の根本となる減歩率や想定歩行者数を考慮すると現実的ではないため、改めてただし書を3つ整理して、実施協議に臨んだということになります。

図面からタブレットの4分の2ページに戻っていただいて、(2)の道路設計変更の概要にお戻りください。整理した理由なんですけども、1つ目としては、大型車及びセミトレーラーが通行する道路については歩道を設置していく、ただし、先ほどご説明したとおり、地域の特性上歩行者数に考慮して両側ではなく片側に設置する、場所的には⑥街区の周りだとか、⑳の街区の周りだとか、地区西側の南北の

道路に歩道をつけていく、2番目として、①街区と②街区の間の道路や⑦と⑧と⑨街区の間の道路、⑭や⑮街区と⑯街区の間の道路などは幅が6メートルの道路で、大型車が通行しないことから、ここは生活道路としての位置づけなので、歩道の設置はしていかない、3つ目として、北側の①、②街区と③街区の間の道路とか、③街区と④街区の間の道路については、住宅街区や公園があることから、8メートルの道路の幅員の中で片側の歩道を設置していく、今度4番目としては、1から3に連動するんですけども、歩道設置により一部の交差点の形状を変更していく、つまり改めて道路構造令ただし書を合理的な理由を考えて、歩道設置の配置をしたものというのが、図面の青に加えて赤と緑の部分に設置することといたしました。

なお、歩道の色の意味なんですけども、緑の部分については、今まで計画していた道路幅員の中で歩道が設置できる部分、赤の部分が、今まで計画した道路幅員の中では歩道が設置できないため、道路幅を拡幅して歩道を設置するという部分になります。また、図面の4か所に道路の断面図、自動車やトラックの絵が書いてある図なんですけども、記載していますので、参考にご覧ください。

いずれにしても、一部を除き有効幅員2メートルを確保するため、歩道と車道を分離するブロックを入れて2.25メートルの道路幅を広げていきます。これにより歩道が動線としてつながるような歩道設置計画としました。また、歩道設置と合わせて一部の交差点の形状が若干変更になり、このことで町の道路課である道路管理者との協議を調べて、交通管理者である県警本部との第2回実施協議に臨み、一部図面の修正はありましたが、実施協議を終えることができました。

次に、(3)をご覧ください。交通管理者との実施協議が終了したことにより、今後の予定について工程表に基づき説明いたします。タブレット資料4分の4ページをご覧ください。茅ヶ崎都市計画事業田端西地区土地区画整理事業工程表(案)資料2になります。まずは、中段の調査設計なんですけども、以前より継続しています換地設計や実施設計について、県警本部との協議の結果を反映したものにしていきます。合わせて上段の組合の欄なんですけども、換地の個別調整を6月より実施して、7月に事業計画の変更、第2回の変更になるんですけども、とあと決算のための総会、11月頃に仮換地指定のための総会を開催すると聞いています。

そして下段なんですけども、本来は11月に予定している仮換地指定後に取りかかる工事を仮換地指定の前で、地権者の方が工事に承諾されることが条件につきますが、8月頃から先行して工事着手をしていくと伺っております。よって、以前の工程では、今年3月に仮換地指定の総会、5月頃から工事着手としていましたが、県警本部との協議で遅れは生じましたが、3か月程度の遅れで事業が進み出したということになります。

取組状況については以上になります。

【関口委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

柳下委員。

【柳下委員】 令和2年度の助成金の2億3,676万円の具体的な事業費の内訳を教えてください。それと、換地設計とか実施設計とか補償調査、この事業者を選定するのはダイワさんなのか、うちなのか、事業者の決定はどのように行われたのでしょうか。2点についてお尋ねいたします。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 1点目なんですけども、助成範囲の調査設計費の内訳ということなんですけども、全部で2億3,676万円のうち換地設計については4,576万円、実施設計が1億1,052万8,000円、補償調査が8,047万6,000円になります。2点目の業者の選定なんですけども、これはあくまでも組合施行の土地区画整理事業なので、組合が業者選定をしていくという形になります。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 この道路についてお聞かせ願いたいんですけど、新たに赤い線が道路を拡幅してということになっているんですけど、何人ぐらいます、歩行者の人数というんですかね。先ほどあまり通らないからというようなことを言っていたみたいですけど、何人ぐらいをまず想定されていたんですか。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 歩行者の想定人数なんですけども、算定が非常に困難で、特にこれといった数字は持っていないのが正直なところですよ。ただ、歩行者の数というのは、ゼロではないですよという中から歩道の設置を求められたという形になります。

以上です。

【関口委員長】 青木委員。

【青木委員】 いろいろと算定が難しくてということだったんですけど、道路を拡幅して新たに設置する、予定外のことをやるような形になりましたよね。なので、人が全く通らないわけじゃないんですから、それを想定してやるべきだったと、聞いていて思いました。歩行者はやはり全く通らないというわけじゃないんですから、おっしゃったとおりで、警察署もそう言っていらっしゃるので、それはやっぱり想定してやるべきだったと思うんですけども、だから町の考えとしてはその当時どういった考えで進めようとしたのかということをお聞かせください。拡幅しなければいけなかったんですけども、することになったじゃないですか。指導によって。その前はこういった町の考えで予定していたのかということ、歩行者のことはどう想定していたのかということをお聞かせください。

【関口委員長】 3月の段階でも説明があったと思いますけども、改めて町の考え方をお願いしたいと思います。

飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 当初なぜ青のみの歩道の設置としてここに至ったのか、それで第2回でまた歩道として整備していくという形の経緯というのがあると思うんですけども、当初の町の考え方としては、先ほど3つご説明したとおり、繰り返しになってしまうんですけども、基本的にはここは産業集積拠点としての工業系の土地利用という形であるので、商業系とか、住居系での区画整理とはちょっと違まして、歩行者数は、想定人数は難しいんですけども、ほとんど想定されていない。そうはいっても、北側もしくは南側に住宅街区というのがあるんですけども、そちらにアクセスする部分については、一定数の歩行者が想定されるという形で歩道をつけていく、あと次なんですけども、基本的にはそれ以外の道路については、歩道はつかないまでも歩行空間、要は先ほど言ったように、ポストコーンという道路にビニール状の80センチぐらいの棒を立てて歩行空間は確保する、歩道の設置まではいかな

いんですけども、歩行空間を確保して歩行者にそこを歩いてもらうという形での整理をして、当時都市計画決定の段階にもその辺の考えを入れて、歩行者としての歩く場所を位置づけたという形になります。

以上です。

【関口委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうすると、警察側と見解が、ここで十分だと町は思っていたんですけども、警察としては、専用の道路が必要ですよという見解の違いということなんですかね。最後にその考えをお聞かせください。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 この計画の中で平成元年に都市計画決定しているんですね。そのときに関係機関協議という形で警察も基本的にはそれでおおむねいいでしょうという形でありました。ただ、ここで何年がたっていますから、その中で今車が歩道に飛び込んで死亡事故が起きたりとか、全国的にいろんな痛ましい交通事故が起きていますので、警察の指導も少しずつ変わってきているというのは仕方ないのかなと思ってございます。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【関口委員長】 それでは、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、案件2のその他に入りますが、その他について皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【関口委員長】 事務所は大丈夫ですか。

（「なし」の声あり）

【関口委員長】 私からは1点、最後の委員会ですので、いろんなところへ出て議員さんは常任委員会でも聞いていると思いますので、あえて言うことはないかもしれませんが、委員長会議の結果、委員会視察云々についても特別委員会としても議長の下に委員長会を開いて、その場で当面は様子を見ようということで、本来ならば先進地を見るということも大事なと思いますけども、こういう状況の中ですので、少しの間様子を見ながら、またよきところで判断していこうということになっておりますので、田端西地区の特別委員会としてもいましばらく視察は自粛するということですのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、皆さんからないので、以上で特別委員会を閉めたいと思います。最後に副委員長より締めの挨拶をお願いいたします。

【柳田副委員長】 本日はスムーズな進行にご協力ありがとうございました。

これにて田端西地区まちづくり対策特別委員会を閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。

午後1時36分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年8月26日

委員長 関 口 光 男